

厚生労働省 提出資料

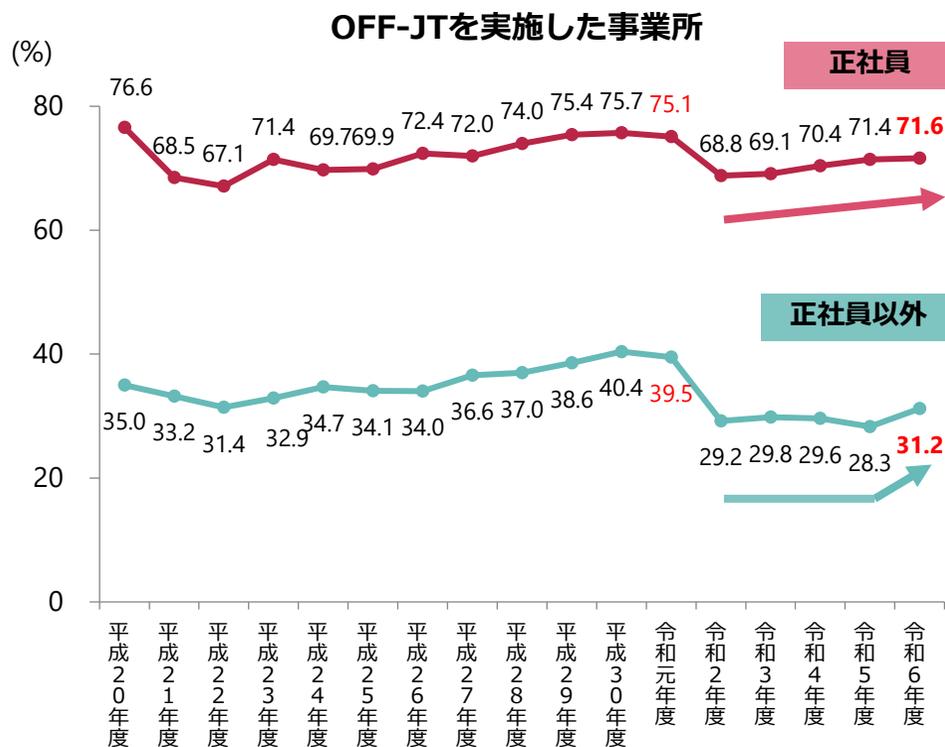
日本成長戦略会議 第2回人材育成分科会

令和8年2月26日

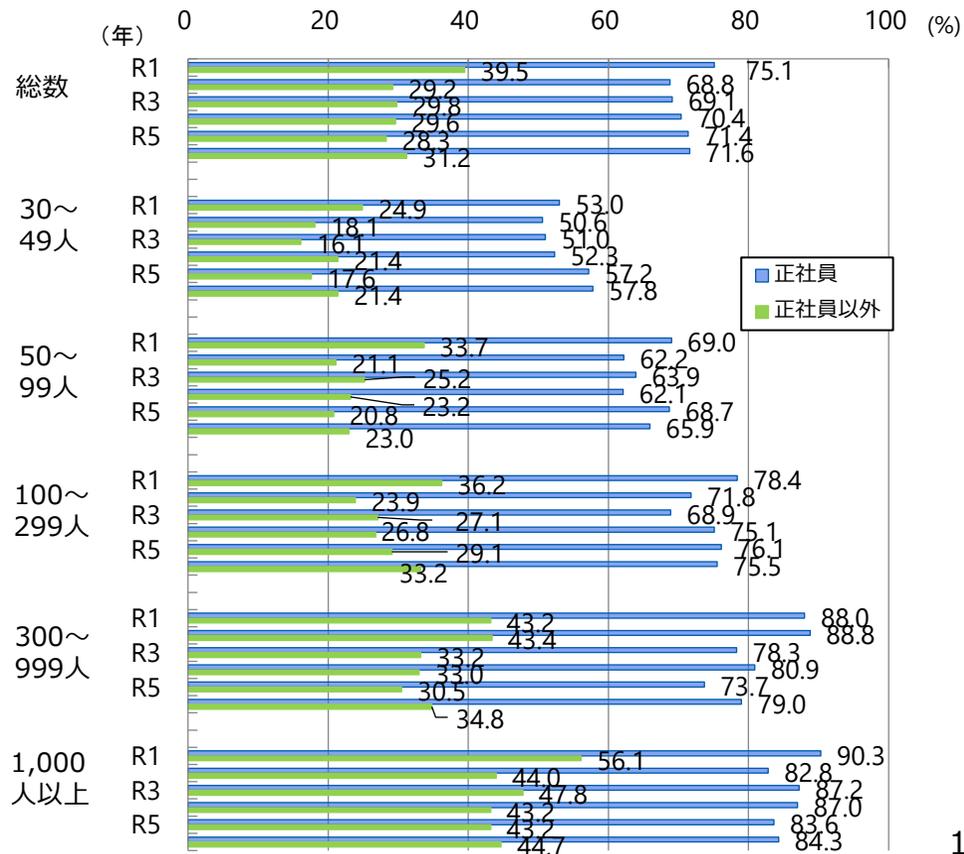
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

リ・スキリングを含む人材開発の現状（企業の人材投資）

- OFF-JTの実施状況は、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年に落ち込み、令和3年以降、正社員に対するOFF-JT実施割合は徐々に上昇傾向にあり、正社員以外に対する実施割合は令和6年度において上昇している。
- 企業規模が小さいカテゴリーの方が、OFF-JT実施率は低い。正社員については従業員49人以下の企業で実施率がコロナ前を上回っているが、それ以外のカテゴリーではコロナ前を下回っている。また、正社員以外については、企業規模を問わず実施率がコロナ前より低下している。



【事業所調査】 OFF-JTを実施した事業所割合（企業規模別）

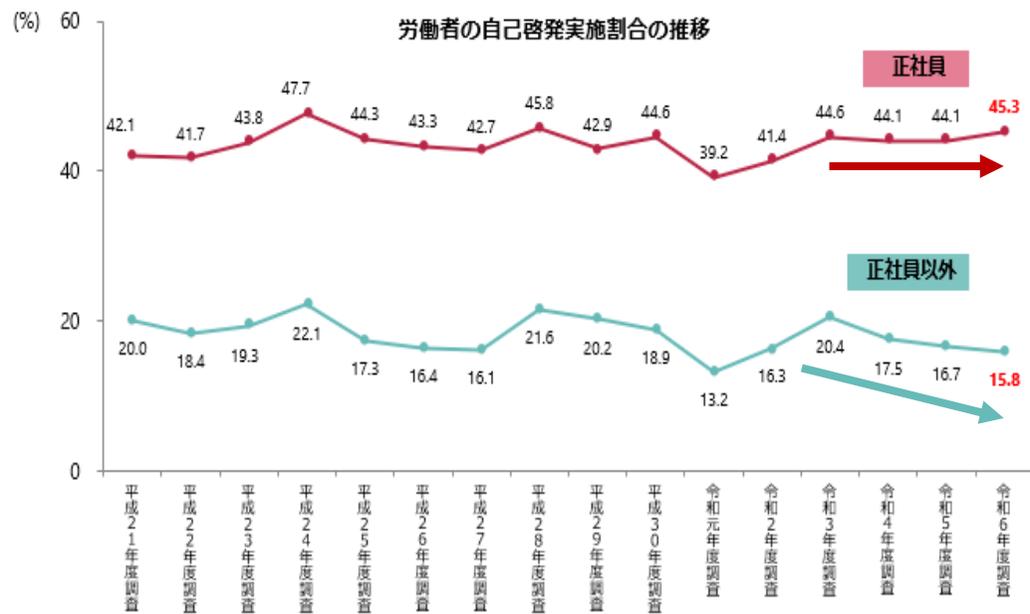


(出所) 厚生労働省「平成20年度～令和6年度能力開発基本調査（事業所調査）」

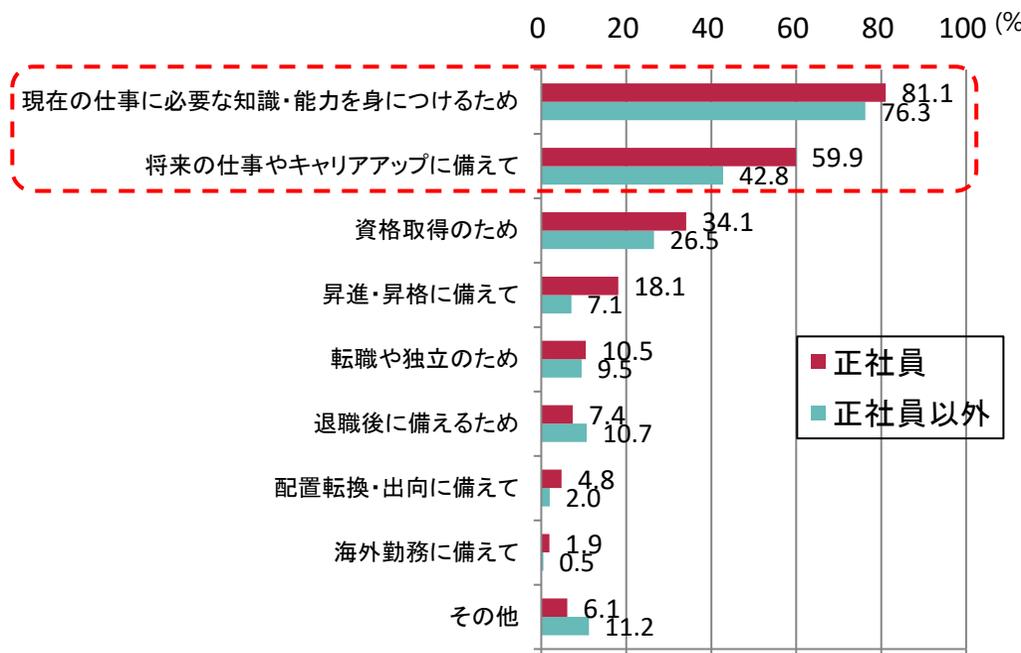
リ・スキリングを含む人材開発の現状（労働者の自己啓発実施状況と理由）

- 自己啓発の実施割合は、正社員で45.3%、正社員以外で15.8%となっており、近年は正社員は概ね横ばい、正社員以外はやや低下方向で推移している。
- 自己啓発を行った理由は、現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるためが最も多く、次に将来の仕事やキャリアアップに備えてが多いが、転職や独立のためは1割程度となっている。

労働者の自己啓発実施割合の推移



自己啓発を行った理由（複数回答）



(注) 各調査年度の前年度一年間に行った自己啓発について調査したもの。

当調査における「自己啓発」は、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。
(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。)

(出所) 厚生労働省「平成21年度～令和6年度能力開発基本調査（個人調査）」

厚生労働省が行っているリ・スキリングの主な支援策

個人への支援

企業への支援

公的職業訓練(ハロートレーニング)

・求職者が無料で受講できる離職者向け訓練と企業がその雇用する労働者に受講させることができる在職者向け訓練等を実施。

教育訓練給付等

・厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了した際に、受講費用の一部を支給。
・また、教育訓練休暇給付金、リ・スキリング等教育訓練支援融資事業を2025年10月より施行。

人材開発支援助成金

・事業主等が雇用する労働者に対して、職業訓練等を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。



キャリアコンサルティングの推進

・労働者の職業生活設計、職業選択、能力開発を支援するキャリアコンサルティングの実施
・従業員のキャリア形成の取組を行う企業に対する支援の実施

生産性向上人材育成支援センター

・中小企業等に対して、人材育成に関する相談からプランの提案、職業訓練の実施までを一貫して支援する窓口

労働者のスキル、労働市場の「見える化」

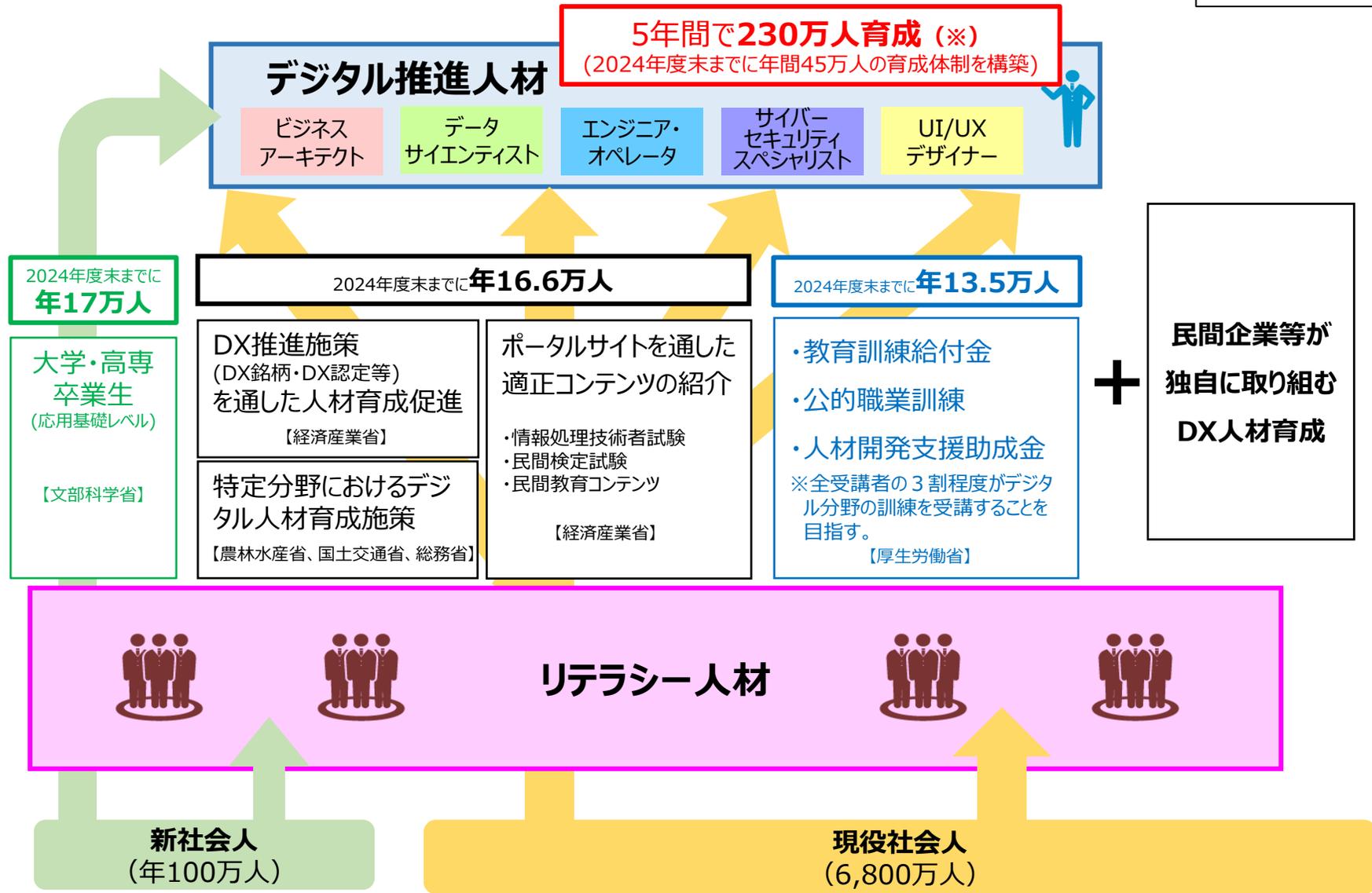
基盤の強化

職業能力評価制度・技能の振興

・職業能力の「見える化」を促進するための「ものさし」となる、職業能力評価制度について、ものづくり技能分野を中心とした「技能検定」、事業主等が雇用する労働者を対象とした「認定社内検定」の推進に加え、事業主等が雇用する労働者以外も対象とできる「団体等検定」を創設。
・技能五輪（技能五輪国際大会※、技能五輪全国大会、技能グランプリ等） ※ 2028年愛知での開催が決定
・優秀な技能者の表彰制度（現代の名工、ものづくりマイスター等）

職業情報等の提供

・職業情報を「見える化」し、求職者の就職活動・キャリア形成等を支援するjob tagをはじめとするWebサイト。



※ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)において、「デジタル推進人材」について、その育成・確保の数値目標としては、デジタル社会の推進に最低限必要な人数をマクロ的観点から大胆な仮説をもとに推計し、330万人と設定されている。また、この330万人と、現在の情報処理・通信技術者の人数である約100万人との差である、230万人を育成・確保するため、2024年度末までに年間45万人育成する体制を整え、2026年度末までに230万人の育成を目指すこととされている。

なお、「デジタル田園都市国家総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)等においても、同様の目標が掲げられている。

厚生労働省のデジタル人材育成の取組の全体像

離職者向けの支援

ハロートレーニング (公共職業訓練、求職者支援訓練)

離職者等に対して、民間教育訓練機関等も活用し、無料の職業訓練を提供。民間訓練実施機関等へは委託費等を支給。

- デジタル分野の訓練コースの設定を促進するため、DX推進スキル標準に対応した訓練コースや、IT分野・WEBデザインの資格取得を目指すコース、実践的な経験を積むための企業実習を行うコースについて、訓練実施機関への委託費等を上乘せ。
- デジタル分野のオンライン訓練においてPC等の貸与に要する経費について委託費等の対象に追加。

離職者及び在職者向けの支援

教育訓練給付金

雇用保険制度において、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合にその費用の一部(2割～8割)を支給する「教育訓練給付金」により支援。

- 第四次産業革命スキル習得講座(経済産業大臣認定)のうち基準を満たすものは教育訓練給付金の支給対象として指定する等、関係省庁と連携して、デジタル分野の講座指定を促進。

企業(在職者)向けの支援

人材開発支援助成金

職業訓練等を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

- 高度なデジタル人材の育成のための訓練を高率助成するとともに、IT分野未経験者の即戦力化のための訓練やデジタル分野を含む研修をeラーニングで効率的に受講できるサブスクリプション型のサービスを利用した訓練を助成。
- 事業展開や、デジタル技術による業務の効率化等を行うために新たに必要となる知識等を習得させる訓練に高率助成。

生産性向上人材育成支援センター

中小企業等に対して、

- ① 人材育成に関する相談、
- ② 人材育成プランの提案、
- ③ 民間教育訓練機関等を活用したオーダーメイド型職業訓練の実施、

まで一貫して支援する総合窓口。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター、ポリテクカレッジ等に設置(全国87ヶ所)

【訓練コースの例 (IT関連)】

- ・クラウド活用
- ・IoT活用によるビジネス展開
- ・AI活用
- ・RPA活用
- ・ビッグデータ活用

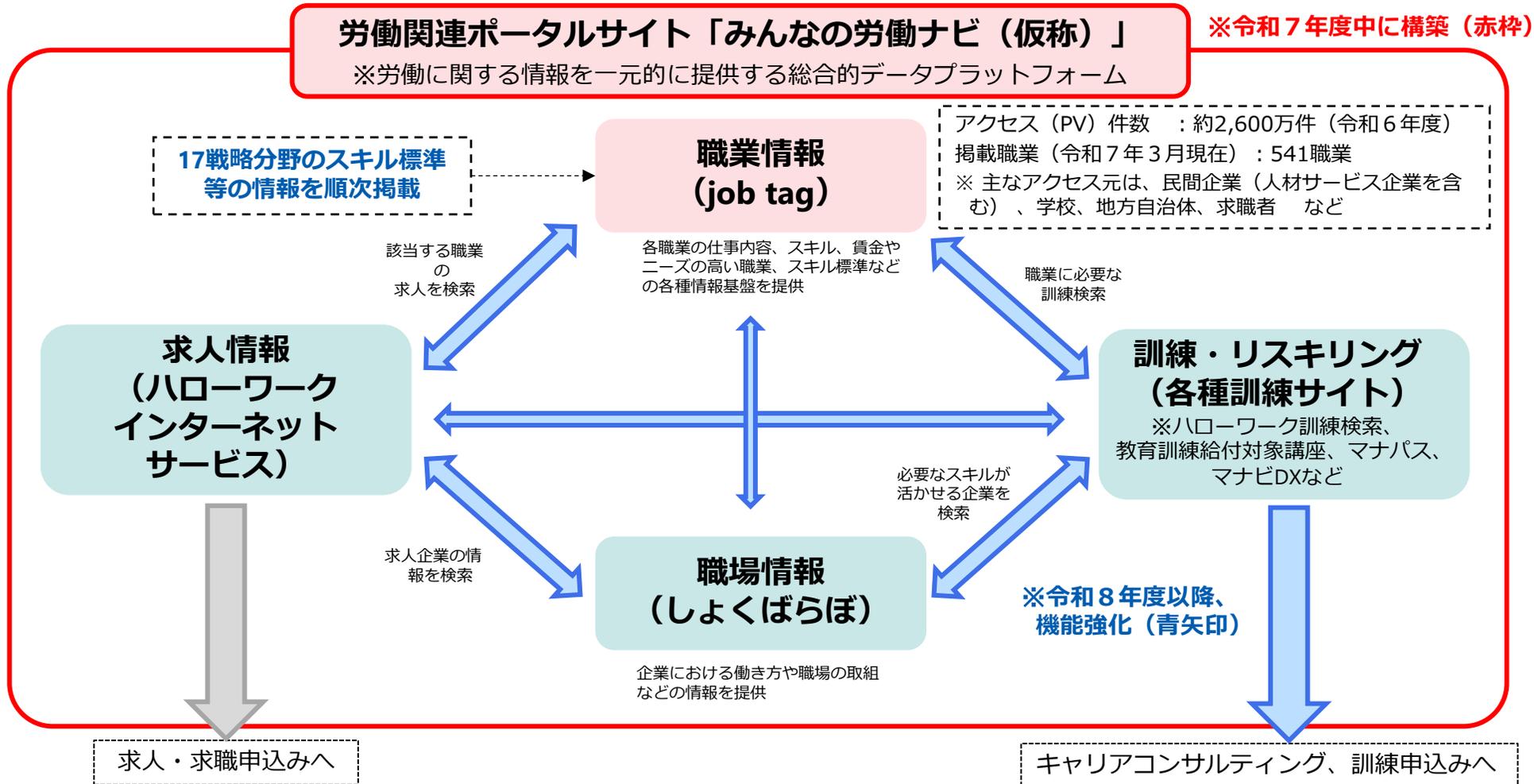
労働市場情報の提供に関する今後の取組

『外部労働市場の機能強化』を行い、情報をワンストップで提供できるよう、以下の対応を予定

令和7年度 : 労働関連ポータルサイトを構築

令和8年度～ : 職業情報（職務、スキル、賃金）、職場情報、求人情報や訓練・リスキリング等の情報連携を強化

※ ①各種申請画面への遷移、②AIによる訓練検索等への活用も検討。



基本的な考え方

（「国民運動」としての取組方針）

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、**労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等**において、**リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成**を図る。
- 有識者や賛同企業等にもご協力をいただきながら、経済産業省、文部科学省など**関係省庁との連携強化や関連施策の情報発信**を行う。
- **技能五輪国際大会（2028年）までの3年間を集中実施期間**とする。
- 令和8年度から、労働者、企業、大学等の教育機関をはじめ、幅広いターゲットに向けて情報発信を行う想定。ものづくり・DX分野などにも焦点を当てながら、関係機関と連携し、リ・スキリングに関する情報及びプログラムへのアクセス向上や技能尊重の機運醸成を図る。

令和8年度取組事項(概算要求額:8,500万円)

有識者会議(仮称)の設置

機運を醸成するシンポジウムの開催

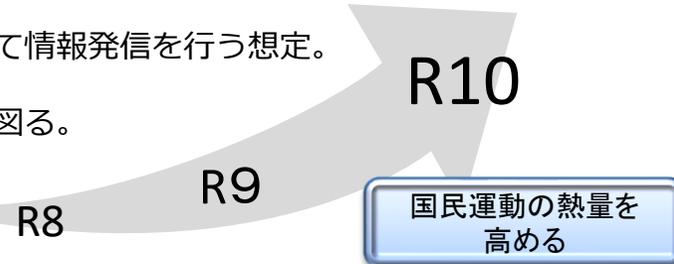
- ▶ 国民運動の基本的な方向性や効果的な発信手法を検討。
国民運動の効果的発信方法(キャッチコピーやロゴの作成、企業トップからのメッセージ)・シンポジウムのコンセプトなどについて検討。
(※)構成員として労働・産業・教育政策に関する有識者、労使団体、広報関係者、リ・スキリングに関心の高い企業などを想定。
- ▶ リ・スキリング国民運動の熱量を高める参加型シンポジウムを開催。
(※1)有識者会議(仮称)メンバーにも参画いただきながら、全国3か所程度での関係省庁と連携した開催を検討。
(※2)来場者との双方向イベント(対象層ごとにモデルとなる個人等をファシリテーターとした来場者ワークショップ)の実施を検討。

国民運動に関する特設サイトの開設

- ▶ 機運醸成の情報拠点として、特設サイトを開設。
 - ・企業トップからのメッセージや人材育成の取組事例
 - ・リスキリングによってキャリアアップを実現した個人の経験談
 - ・参加型シンポジウムなど国民運動のイベントに関する情報等

様々なチャネルを活用した発信

- ▶ SNS等を活用した情報発信、関係省庁が連携した広報資材の作成(支援策リーフレット、アンバサダーの名刺テンプレート等)、既存イベントを活用した情報発信、関係機関を通じた周知広報。



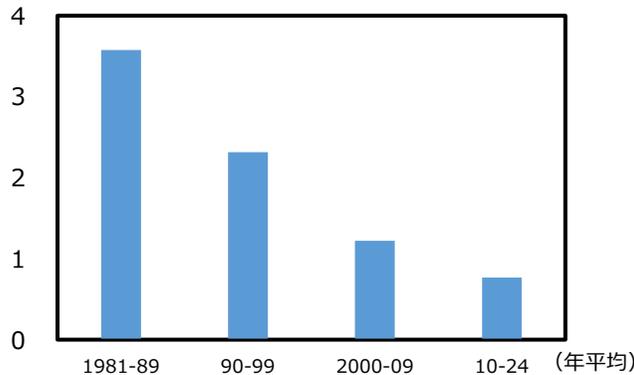
5. 労働市場改革

現状と課題

人手不足など労働供給制約下にある中、労働生産性を高めるとともに、心身の健康の維持を前提に、雇用者の希望に応じた形で労働供給量を確保することが必要。

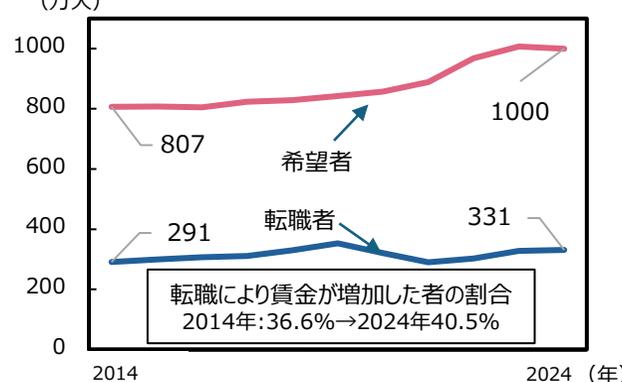
- (1) 労働生産性の向上：実質労働生産性の伸びは低下。賃上げのためにも、省力化・成長投資により、これを高める必要。
- (2) 労働移動の円滑化：転職希望者数は増加傾向にあるが、転職者数は微増。転職により、賃金が増加した者の割合は拡大。
- (3) 労働参加の確保：女性・高齢者の労働参加が進む中、労働供給は横ばいで推移。引き続き、多様な就労ニーズに応じた環境を整備。

(%) (1) 実質労働生産性



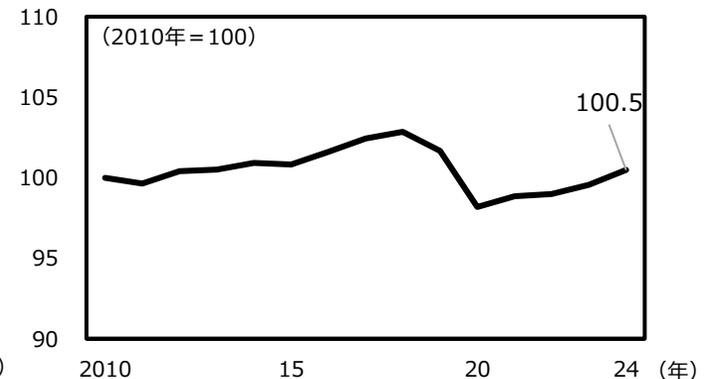
(出所) 厚生労働省「令和7年版労働経済の分析」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

(万人) (2) 転職希望者数・転職者数



(出所) 「転職希望者数・転職者数」は、総務省「労働力調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。
「転職により賃金が増加した者の割合」は、厚生労働省「雇用動向調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

(3) マンワーベースの労働供給



(出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

年内の主要な取組

- (1) ①「賃上げ」支援助成金パッケージによる、中小企業等の賃上げの支援(うち、業務改善助成金:352億円(25年度補正))。
- ②中小企業・小規模事業者の成長投資・生産性向上投資・省力化投資など政府全体で1兆円規模の支援。
- (2) 働き方改革関連法施行後5年の総点検として、業種・規模毎の状況、労使のニーズ等について、実態把握を実施。

現在の労働時間や希望労働時間数等についてアンケート調査を行うとともに、労使双方を対象に、時間外・休日労働協定(36協定)の締結・活用状況、労働時間上限規制に係る問題意識等について、ヒアリング調査を実施。結果は、26年1月目途に公表予定。

5. 労働市場改革

年明け以降の主要な取組

(1) 見つける、学ぶ、変わるをサポート

① 労働生産性の向上

- 賃金上昇や処遇改善に資するリ・スキリングを支援。教育訓練給付金の指定講座の効果把握のための仕組みを検討（25年度内）。26年度の早い時期から、実施することを目指す。
- 産業界・地域のニーズも踏まえたり・スキリングを重点支援するため、求められるスキルの可視化や実績・成果の検証を踏まえた教育訓練給付金及び人材開発支援助成金の制度の在り方について検討（～26年夏）。
- 教育訓練給付金の指定講座の指定プロセスや人材開発支援助成金の申請手続きの効率化について検討（～26年夏）。
- 「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開（26年度～）。



② 労働移動の円滑化

- 17の戦略分野等の成長分野への労働移動を円滑化するため、スキルの情報、スキルに紐付いたり・スキリング講座や求人に関する情報といったデータ連携の在り方について検討（～26年度）。
- 関係省庁に分散する情報提供サイトの連携・一体化を通じて、包括的で利便性の高い「ポータルサイト」を構築。そのサイトへのAI機能の装備、サイトを通じた申請手続きのデジタル化も併せて検討（～26年度）。
- 医療・福祉等の分野のエッセンシャルワーカーの人材確保に向けて、「課題解決チーム」による求人者・求職者への一体的支援の拡充、アウトリーチ支援の全所での実施など、ハローワークの機能強化（26年度～）。
- 適正な民間職業紹介事業者の「見える化」（手数料率開示、適正事業者認定制度の利用促進）（継続）。



(2) 労働参加の確保

- 働き方改革関連法施行後5年の総点検調査の結果を公表（26年1月目途）。
- 柔軟な労働時間制度を含む現行制度の周知、中小企業の36協定締結及びその活用に向けた支援の検討（～26年夏）。
- 良好な労働環境の整備、働く者の意欲・能力の発揮の観点から、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方等について、多角的に検討（26年夏に進捗を整理）。
- 女性活躍を加速化する企業向けアウトリーチ・伴走型支援の在り方の検討（26年度～）。女性の健康課題に取り組む企業を評価する仕組み、女性の就業環境の改善に資するハラスメント対策の在り方の検討（～26年夏）。第3号被保険者の実情に関する調査研究・在り方の検討（継続）。
- 70歳までの就業確保や処遇改善に向けた「65歳超雇用推進助成金」の拡充（26年度～）。年齢にかかわらず健康状態に合わせ活躍できる機会を創出するシルバー人材センター等の取組の推進（継続）。



参考資料



ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年
実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所
手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機 関等(都道府県から の委託)
主にものづくり分野の 高度な訓練を実施 (金属加工科、住 環境計画科等)	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施(木 工科、自動車整備科 等)	事務系、介護系、 情報系等モデルカリ キュラムなどによる訓練 を実施



在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間：概ね3か月～1年

実施機関：○国(障害者職業能力開発校)
・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営
・都道府県営(国からの委託)
○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)
○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料(テキスト代等除く))

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通
所手当(※)+寄宿手当を支給(本収入
が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下
等、一定の要件を満たす場合)

訓練期間：2～6か月

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の
要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)
を満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。

実施機関

民間教育訓練機関等
(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース>
社会人としての
基礎的能力を習
得する訓練

<実践コース>
基礎的能力から実践的能力まで一括し
て習得する訓練
(介護系(介護福祉サービス科等)、情報系
(ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事
務系(医療・調剤事務科等)等)



令和6年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	90,155	-	23,974	-	66,181	-
うち施設内	29,494	86.0%	23,974	87.3%	5,520	82.1%
うち委託	60,661	72.8%	-	-	60,661	72.8%
在職者訓練	115,208	-	72,187	-	43,021	-
学卒者訓練	13,780	96.2%	5,222	99.5%	8,558	95.0%
合計	219,143	-	101,383	-	117,760	-

令和6年度 公共職業訓練 実績 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
	1,291	70.9%	397	80.3%	730	65.4%	164	80.4%

令和6年度求職者支援訓練 実績
(基礎コース) 6,129人 就職率: 60.9% (実践コース) 32,816人 就職率: 62.4%
受講者数: 38,945人

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の40%（上限20万円） 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上） 		
講座数	3,300 講座	1,188 講座	12,352 講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）（※2） 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～） 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

（注）講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

人材開発支援助成金のご案内（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1	60% (45%) ※1	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			70% ※2	85% ※2		
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			45% (30%)	60% (45%)		
					75% ※3	100% ※3	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		1,000円 ※4	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円 ※5 (800円)	- ※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7			1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置